

謝金規程

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会
総務委員会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金を支給する対象者は、別表 1 に定める。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が、該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

- 2 謝金の額は、別表1に定める基準単価を原則とし、上限単価を超えてはならない。
- 3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、会長の承認を受けた上、別途基準を定めて支給することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 その他、必要な事項は、理事会の決議により定める。

- 2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等および所管する税務署の指示に従うこととする。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 24 年 6 月 4 日改訂、施行する。
- 3 この規程は、平成 25 年 1 月 1 日税法改正により改訂、施行する。
- 4 この規程は、平成 30 年 2 月 10 日改訂、施行する。
- 5 この規程は、平成 31 年 2 月 23 日改訂、施行する。
- 6 この規程は、令和 2 年 2 月 22 日改訂、施行する。
- 7 この規程は、令和 6 年 2 月 11 日改訂、施行する。

別表 1 謝金基準表

役務内容	対象者	単位	基準単価	上限単価
競技会・イベント 準備運営 (移動日を除く)	運営役員・チーフ、NF (代表立会人)	日 (8時間相当)	10,000	20,000
	専門技術スタッフ		10,000	20,000
	補助スタッフ		5,000	10,000
	医師、DCO	半日 (4時間相当)	15,000	30,000
	看護師、シャペロン		5,000	10,000
講習会等における 実技指導	指導者・トップアスリート	半日 (4時間相当)	10,000	50,000
	専門技術スタッフ		10,000	20,000
	補助スタッフ		5,000	10,000
講演・講義・研修会	講師 (高度な専門家)	回	10,000	30,000
	講師・パネラー	回	5,000	10,000
	資料執筆者	枚	5,000	10,000
選手強化活動 (移動日を除く)	強化コーチ・スタッフ	日 (8時間相当)	10,000	20,000
	医師・トレーナー・管理栄養士		15,000	30,000
	支援スタッフ (通訳、運転手等)		10,000	20,000

単価 (円)

※役務時間が単位と合致しない場合は、相当の比率でもって算出する。

※諸謝金の支払いにおいては、JOAにおいて、所得税 10.21% (所定) の源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。

※NF (代表立会人) とは、アンチ・ドーピング検査時の立会人を示す。

※トップアスリートとは、「選手選考規程」により選考された日本代表選手、または準ずる選手とする。

※執筆 1 枚の目安として、A 4 版 1 頁 (800 字相当) とする。